

うきは市農業委員会第18回総会議事録

[開催日時] 令和4年8月10日(水)午後1時30分から

[開催場所] 101・102会議室

[議事日程]

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)について
議案第6号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画について
議案第7号 非農地判断(非農地証明願)について
議案第8号 令和4年度うきは市農業委員会農地利用最適化活動の目標設定について

- 報告第1号 5条取消願について
報告第2号 非農地証明取消願について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
報告第4号 土地改良届について

(出席委員)

- 会長 16番 佐々木 芳幸
会長職務代理人 15番 中村 稔
委員 1番 樋口 健次 8番 高浪 眞次
2番 佐々木 光則 10番 家永 学
3番 後藤 一善 11番 尾花 里美
4番 園田 忠行 12番 堀江 清成
6番 内山 良江 14番 日野 吉光
7番 後藤 義道

欠席委員 5番 森 和正 13番 佐藤 和弘

(農業委員会職員)

事務局長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 杉 真

局長 只今より第18回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしく申し上げます。

議長 本日の議事録署名人は4番委員と6番委員です。よろしく申し上げます。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1上程)

事務局 (議案1-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地はうきは駅からも近く、将来的に宅地化が進んでいくような土地ですので、やむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明をお願いするところですが、本日担当委員が欠席ですので意見を預かっておりますので代わりに事務局から説明致します。

事務局 場所的にも計画的にも問題ないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。との事でした。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-2と議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について2-1を議題とします。これらの案件は一体の事業ですので一括して、採決はそれぞれ行いたいと思えます。事務局説明をお願いします。

(議案1-2・2-1上程)

事務局 (議案1-2・2-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 高見の交差点のロータリー計画により収用される土地の代替地の取得となっております。特に問題ないと思えます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

2番 特に問題ないと思えます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-2・2-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 それでは引き続き議案2-2を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案2-2上程)

事務局 (議案2-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地は30年ほど前に隣接地が造成された際に出た残土を使って地上げして
いるような状況です。当時は農地法に対する認識も浅かったために、許可なく
やってしまったという事で始末書付きの申請となっております。やむを得ない
かと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

15番 先程の説明の通りです。現状も庭となっておりますので、やむを得ないかと思
います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-2に賛成の方は挙手を求めま
す。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 それでは引き続き議案2-3を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案2-3上程)

事務局 (議案2-3説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地は国道に面しており、夜間は騒音で眠れないのではないかと思いますの
で、やむを得ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは担当委員が私ですので説明します。

16番 先程、分科会長から説明がありましたように、申請地は国道に面しており夜間
の騒音が気になって眠れないことがあるという事で、自身が所有する自宅の南
側の農地に新しい自宅を建てたいという事です。周囲は宅地に囲まれているよ
うな農地ですのでやむを得ないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願い
いたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-3に賛成の方は挙手を求めま
す。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第3号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転等許可
申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 1 上程)

事務局

(議案 3 - 1 説明・朗読)

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

3 番

先程の説明の通りです。隣接地の取得するという事ですので問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 1 に賛成の方は挙手を求めます。

議長

全員賛成という事で許可とします。

議長

引き続き議案 3 - 2 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 2 上程)

事務局

(議案 3 - 2 説明・朗読)

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

8 番

譲渡人と譲受人は親族関係で、譲渡人が管理することが難しいことから、農家である譲受人が取得し、管理していくとの事です。また、繁忙期には臨時的に従業員も雇っているということですので問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 2 に賛成の方は挙手を求めます。

議長

全員賛成という事で許可とします。

議長

引き続き議案 3 - 3 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 3 上程)

事務局

(議案 3 - 3 説明・朗読)

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

1 番

申請地までの道のりは険しく、軽トラックも通るか分からない程の道ですので、取得するのは隣接地を耕作する譲受人以外いないだろうという事で相談したところ、話がまとまり今回の申請に至っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 3 に賛成の方は挙手を求めます。

議長

全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3 - 4 を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案 3 - 4 上程)

事務局 (議案 3 - 4 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

3 番 先程の説明の通りです。譲渡人は遠方にお住まいで管理をするのが難しいことから、申請地の近くを耕作する譲受人に渡すという事です。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 4 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3 - 5 を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案 3 - 5 上程)

事務局 (議案 3 - 5 説明・朗読)

議長 担当の 5 番委員が欠席ですので、事務局が 5 番委員より意見を聞いておりますので事務局より説明致します。

事務局 申請地は住宅街の中にあり、面積的にも小さいので管理していく人が見つかっただけでもよかったのではないかと思います。との事でした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 5 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3 - 6 を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案 3 - 6 上程)

事務局 (議案 3 - 6 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

8 番 譲渡人は数年前に相続により農地を取得しましたが、自身は福岡市にお住まいですので、これから先の事考えて今回の申請に至っております。譲受人の住所は福岡市となっておりますが、うきは市で野菜の卸売の会社を経営しており、自家栽培の作物の販売も考えているようです。また、技術的な面でも近隣を耕作する譲渡人の知人に習う事ができるようになっているようですので問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 担当の推進委員より何か意見を預かっておりませんか？

- 8 番 申請人と私と佐藤推進委員とで現地確認しております。特に反対意見等もなく、その際にも積極的にヒアリングしていただいておりますので、アフターフォローもしっかりやっていただけたと思います。
- 局長 補足になります。譲受人の事は私も知っておりまして、住所は福岡市になっておりますが、自身が経営する会社も実家もうきは市にあり、寝泊りできる環境もあるようです。また、この方の父親も作業されるかと思っておりますので環境的にも問題ないかと思っております。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-6 に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 賛成多数という事で許可とします。
- 議長 引き続き議案 3-7 を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案 3-7 上程)
- 事務局 (議案 3-7 説明・朗読)
- 議長 それでは担当委員の説明を求めます。
- 1 番 譲受人は今回隣接する宅地を取得しようとしたところ、農地までついていたために今回の申請に至っております。道路愛護等にも参加しており、いずれは田籠の方に移住する計画もお持ちのようですので、特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3-7 に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成という事で許可とします。
- 議長 続きまして議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案第 4 号上程)
- 議長 それでは事務局説明をお願いします。
(議案第 4 号説明・朗読)
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第 4 号に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成という事で許可とし、うきは市長に報告します。
- 議長 続きまして議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画

(利用権設定) についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第5号上程)

議長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第5号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第5号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可とし、うきは市長に報告します。

議長 続きまして議案第6号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第6号上程)

議長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第6号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第6号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とし、うきは市長に報告します。

議長 続きまして議案第7号 非農地判断(非農地証明願い)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案7-1号上程)

議長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 (議案7-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地は水路工事をした際にできてしまったものではないかと考えます。実際に隣接地との高低差があるため、農地としての利用は難しいような状況ですので、非農地もやむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは私が担当委員ですので説明致します。

16番 現状は農地に家の一部があるような状況です。非農地であることが確定した後に親族に所有権移転をするということです。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案7-1に賛成の方は挙手を求めま

す。

議長 全員賛成という事で許可とし、非農地と判断します。

議長 引き続き議案7-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案7-2号上程)

議長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 (議案7-2説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

1番 申請地の周囲は転用済の土地や山に囲まれているような状況ですのでやむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案7-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とし、非農地と判断します。

議長 続きまして議案第8号 令和4年度うきは市農業委員会農地利用最適化活動の目標設定についてを議題とします。内容については別紙資料に掲載しておりますとおりです。既にご一読いただいているかと思えますが、この内容について農業委員会の総会にて採決を取ることとなっておりますので上程しております。事務局説明をお願いします。

(議案第8号上程)

議長 それでは事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第8号説明・朗読)

議長 それでは私が担当委員ですので説明致します。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

14番 基本構想水準到達者とはどのような方たちを指しているのですか？

局長 認定農業者はある一定の所得をあげるために計画を立てて、それを市が認定した方々の事を言います。一方で、基本構想水準到達者は認定農業者の要件を満たしているけども、申請をしていない方々のことをそのように呼びます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案8号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で原案通り可決します。

議長 それでは報告に入ります。事務局説明をお願いします。

(報告1~4説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印